

歴史と文教、そして変化の街・神田

神田税務署 岡田義廣署長に聞く

Q 神田税務署が管轄する神田の街について教えてください。

岡田 神田は江戸城の城下町として発展した歴史のある地域です。神田祭(大祭)にみられるように、地域住民のつながりが非常に強く感じられる土地柄です。

神田税務署管内には、大きく分けると文教地域と商業地域があって、文教地域は御茶ノ水駅付近から神田錦町の当署周辺までの地域。私立大学などの教育施設が多数あります。商業地域としては、

秋葉原駅、神田駅、神保町駅、御茶ノ水駅および小川町駅付近で、電器店街や古書店街、楽器店街、スポーツ用品店街などがあります。

秋葉原駅周辺は通称「アキバ族」と呼ばれる人々にぎわう「趣都」「萌える街」として、いまや世界的にも有名で、活況を呈しています。平成17年8月に「つくばエクスプレス」が開通し、タミナル周辺は「IT基盤型先端技術による産業の創出と再生」を掲げ、産学官連携によるアキバテ

いまや世界にその名を知られる「アキバ」。こと秋葉原を管内に擁する神田税務署。その歴史は明治29年に誕生した萬世橋税務署に始まる。時代と共に改称や管轄区域の変更などを経て、地域の隆盛と歩調を合わせるように職員数208人の大きな組織に成長した。いま、神田署は、納税者の利便性向上のため、「e-Tax」の普及と内部事務一元化に尽力しているという。e-Taxのメリットとは？ 内部事務一元化とは？ 岡田義廣署長に話を聞いた。(本文敬称略)

【本紙・篠木美由紀】



<プロフィール>

岡田 義廣(おかだ よしひろ)

東京都出身。税務大学校教授、広島国税局久世税務署長、東京国税局徴収部納税管理官、同徴収部管理課長、同徴収部次長を経て、現職に就任。趣味はゴルフと天体観測。とくに天体観測は本格派で、「彗星(すいせい)の写真を撮るのが大好き」と語る。学生時代からヘール・ボップ彗星など数々の彗星をカメラに収める。

e-Taxの普及と 納税者サービスのさらなる向上へ

続きをインターネットから電子的に行うことができる「サービス」です。

このe-Taxの普及に向けた神田署の取組みですが、管内には非常に多くの税理士の方が開業されており、その数は日本一です。こうした点に着目し、税理士さんに対して代理送信の利用や納税者の方々へのお勧めをお願いすることが効果的と考え、わたしをはじめ全職員が一元となって取り組んでいます。

Q e-Tax、そのメリットはなんでしょう？ 岡田 e-Taxをご利用いただくことにより、来署にかかる時間とコストが削減できますし、税務署の窓口が開いていない時間帯でも、ご自宅やオフィスの事務所から手続きいただけるというメリットがあります。また、データ化でペーパーレスになりますから、事務所などのスペースの有効活用にもつながります。

トが削減できますし、税務署の窓口が開いていない時間帯でも、ご自宅やオフィスの事務所から手続きいただけるというメリットがあります。また、データ化でペーパーレスになりますから、事務所などのスペースの有効活用にもつながります。

Q e-Taxと連動した新しい税の納付手段が誕生したそうですね。 岡田 今年9月から、「ダイレクト納付」というサービスがスタートしました。ダイレクト納付は、e-Taxを利用して電子申告をした場合に、税務署や金融機関にお出でいただくことなく、ご自宅やオフィスから税金の納付ができるというサービスです。

事前に税務署に届出書を提出していただくことで、ご指定の金融機関口座から税の納付をしていただけるようになります。納付は即時でも、あるいは、期日指定でも行っていただけます。いまお使いの口座がそのままお使いいただけますから、インターネットバンキングの契約は必要ありません。

納税者の方の納税用確認番号などが登録されていれば、代理で税理士さんに納付手続きをしても行うこともできます。新しいサービスとしてとくに法人企業の方々にご利用いただきたいと思っています。

Q 今年度は「内部事務一元化」への取組みも大きな話題となっているようです。 岡田 今年度は税務署の「内部事務一元化」の初年度であります。

内部事務一元化というのは、納税者の皆さまへのサービスの向上について、さらなる向上を図り、併せて税務署の事務の合理化を図ることを目的として行っているものです。今年7月にそのための機構改編がされましたが、内部事務一元化の円滑な定着もわたしどもの最重要課題のひとつといえます。新しく設置された管理運営部門と各部署とが連携協調して、的確な事務処理のために取り組んでいます。

e-Tax 利用のメリット

■オンライン手続きによるメリット

- 時間・コストの削減
(用紙調達、郵送、持参等の手間が不要)
- 手続き時間の延長
(平日は夜9時まで、確定申告期は24時間)
- 事務所の電子化を促進
(申告業務の効率化、品質向上。ペーパーレス化)

■行政事務のスリム化等

- 経費等の削減
- 業務処理時間の短縮



イータックスは、こんなに便利。



イータックスは、こんなに便利。

イータックスは、こんなに便利。

イータックスは、こんなに便利。

イータックスは、こんなに便利。

イータックスは、こんなに便利。



社団法人 神田法人会

～よき経営者をめざすものの団体～

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目13番地

TEL : 03-3294-2531 FAX : 03-3294-2500

URL : http://www.kanda-hojinkai.com

E-mail info@kanda-hojinkai.com

税理士を依頼するなら、地域の我々に！

東京税理士会 神田支部

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-5
第二亀谷ビル4階

TEL : 03-3291-1345 FAX : 03-3291-8018

URL : http://www2.odn.ne.jp/~aat89090/

E-mail aat89090@par.odn.ne.jp

（1面のつづき）
でいます。

Q・内部事務一元化では具体的にどのような取組みをされているのですか？

岡田 来署された納税者の皆さまのご用件を、1階のひとつの窓口で、ワンストップで対応するようになりました。昨年度までは、納税者の方のご用件によって対応する窓口が異なっておりまして、納税者の方が税務署を訪れた際には、担当窓口まで署内を歩き回っていただくようなこともありまして。しかし、現在では、通常、1階の窓口ですべてご案内できるようになっています。

「管理運営部門」の職員を中心に、円滑な窓口業務、

学生時代過ごした思い出の地で署長に

納税者の皆さまへの対応に署を挙げて取り組んでおります。

などが実施されております。また、法人会には、独自にe-Tax推進特別委員会が設けられており、そちらでのe-Taxの説明会開催時には、神田署の職員も講師として参加するなど、e-Taxの普及・拡大においても連携している

Q・地元の方々との連携はいかがですか。

岡田 神田地区の税務関係団体（青色申告会、法人会、間税会、税理士会支部、小売酒販組合支部、納税貯蓄

組合連合会）の方々は、地域と密着して活発な活動を

とところです。

今後、積極的な意見交換を行いながら、税務行政に対する信頼と協力関係のさらなる向上に努めてまいります。

Q・神田署長に就任されてからのもので、印象深く感じてもらえるエピソードが

あるとか。

岡田 就任したばかりのころ、税務関係団体の会員の方とお話する機会があり、前職（東京国税局徴収部次長）の「徴収」という仕事について説明したことがありました。そのとき、「税を滞納する人もいるの

ても神田は特別な思い出の街と聞きました。

岡田 そうなんです。学生時代の4年間をわたしは神田で過ごしました。思い出の風景が当時のままあちこちに残っており、歩いていると学生時代に戻ったような気がすることもあります。

最近も、神田の街を知りたいと思い、休日には神田界限をよく歩いています。秋葉原の「メイドカフェ」も行ってみようと足を運びましたが、あいにくその日は長い行列ができていてあきらめてしまいました。

Q・最後に、今後に向けてお願いいたします。

岡田 われわれの使命である適正公平な課税の実現のため、納税者の目線に立った親切・丁寧な対応を心がけ、的確な課税・徴収事務を遂行していきます。また、多くの善良な納税者の方々のためにも、正しく申告せず税金を納めない人には厳正な態度で臨むこととしています。

話題のOPENパン

これまで携帯電話一色だった家電量販店の店頭だが、最近では「ネットブック」と呼ばれるインターネットの閲覧に的を絞った小型のパソコンがじわじわと売り場面積を拡大している。外出先でインターネットや電子メールの閲覧、ドキュメントの作成・編集ができるため、企業が「エース級」の社員に対して支給するケースも増えているようだ。

こうしたネットブックのなかには、「0円パソコン」として店頭価格0円で販売されているケースが少なくない。

この「0円パソコン」、対象となるモデルは通常5万円台から6万円台で販売されているものがほとんど。これだけ高価なパソコンが0円で手に入る裏には、やはりそれに見合った交換条件がある。それは「モバイルインターネット契約」だ。そのため、価格0円をうたう「0円パソコン」といっても、契約時には事務手数料の支払いが必要となる。

通常、モバイルインターネット契約に代表される「データ通信」の契約事務手数料は「電気通信施設利用権」として減価償却していくことにな

契約手数料は一括損金に

国際連帯税 いよいよ検討開始

国境を越える経済活動に対して課税し、その税収を発展途上国の貧困撲滅や開発支援などに充てる「国際連帯税」。民主党の政策集「INDEX 2009」のなかには、この「国際連帯税の検討」が盛り込まれている。

「法人税率の引下げ」や「特殊支配関係会社の役員給与の損金不算入」などの陰に隠れて存在感の薄い税制だが、このほど行われた政府税制調査会の第3回会合では、この国際連帯税が話題に。すでに導入されている国際連帯税の一例として、フランス、チリ、コート

ジボワール、韓国など10カ国以上の国々で導入されている航空券税が紹介され、とくにフランスの航空券税についてクロアズアップされた。

現在、各国で導入されている航空券税は、航空券の値段をベースに税額が決まるもので、たとえばフランスの場合、EU内の航空便について1ユーロ（エコノミークラス）の航空券税が航空券価格に上乗せされており、その税収は「アフリカ支援」に使われている。大義名分は立派な国際連帯税だが、負の一面もある。対象となった物品

超党派の議員連盟設立へ

JPA総研グループ

【よろず相談所】



日本パートナー税理士法人
日本パートナー社会保険労務士法人
日本パートナー行政書士法人
代表社員 神野宗介
(株)日本パートナー会計事務所
代表取締役 田制幸雄

本社 東京都千代田区神田駿河台4-3
新お茶の水ビル17F
TEL.03-3295-8477 FAX.03-3293-7944

総合法務・税務・労務・行政を全面的にバックアップ!!
真に頼れる安心のワンストップサービスオフィスです。

代表社員税理士 大須賀弘和
代表社員税理士 安徳陽一
代表社員税理士 鈴木忠夫
代表社員税理士 松井幸和
代表社員税理士 清水幹雄
代表社員税理士 神野宗人
代表社員税理士 本間康弘

社員税理士 宗田勝
社員税理士 青木嘉範
社員税理士 久留宮教志
社員税理士 瀬谷幸太郎
社員税理士 宮田裕輔
代表社労士 田島貴美子
代表行政書士 浅川晃
他、勤務税理士・社労士・行政書士・スタッフ一同

TAX・経営プチ解説

アーケード負担金
一時の損金はNG

商店街の集客力アップに一役買うアーケード。商店街の印象を決める顔。でもあるため、新しく建設する場合はもちろん、改装する場合でも、商店街ではそのデザインに「何か地域の特色を表現できないか」などと力を入れる。

しかしアーケード建設となると大がかりな工事が必要。それなりの費用もかかるため、会社が商店会に加盟してアーケードを利用するとなれば、ほかの会員と同様に負担金を出すことになる。

このように、「共同的施設」の設置に際して支出した費用については、税務上の取扱いに気を付けたい。一時の損金に算入するのはNG。商店街のアーケードのケースでは、繰延資産として5年

▶アーケード商店街は集客力も抜群



で均等償却する必要がある。

会社が便益を受ける公共的施設の設置または改良のために支出する費用で、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは繰延資産となる。

具体的には、①道路、堤防、護岸、工作物などの公共的施設の設置や改良のために要する費用②自己が利用する公共的施設の設置や改良を国や地方が行う場合の一部負担金③自己の所有する道路や工作物を国や地方に提供した場合のその道路や工作物の価額④国や地方の行う公共的施設の設置などで著しく利益を受ける場合のその設置費用の一部負担金⑤鉄道業以外の法人で鉄道業を営む法人が、鉄道の建設で支出する連絡地下道などの建設費用の一部負担金——などが該当する。

償却期間は耐用年数などによって異なるが、償

却限度額は「繰延資産÷償却期間の月数×その事業年度の月数」。ただし、事業年度途中で支出した場合は支出の日から事業年度末までの月数となるので要注意。その際、1カ月に満たない端数は「1カ月」として計算する。

中古車買うなら
登録年数チェック

平成21年1月から9月までの新車販売台数は前年度の約8割。その一方で中古車市場に目を向けると、販売台数は前年度比約95%と、多少の落ち込みはあるもののなんとか持ちこたえている。景気低迷により消費が冷え込むなか、「高い新車には手が届かないが、安価な中古車ならば」という人が増加しているようだ。

ところで、自動車購入時にかかってくる税金に自動車取得税があるが、中古車の場合は税額計算に少し注意が必要。自動車取得税の税額は「自動車の取得価格×税率5%」で求めるが、中古車の場合、この「取得価格」がクセモノなのだ。

消費税かからない
2つの取引区分

「消費税の税率を4年間は上げない」と訴え政権交代を果たした民主党。しかし、これはあくまで4年間にすぎず、今後の議論によっては猶予期間経過後の税率アップも十分考えられる。

税率が上がれば、商取引シーンにかなりの影響を及ぼすことは想像に難くないが、逆に、もともと消費税の課税対象外で、税率がアップしても影響を受けない取引もある。

課税対象外取引とされるものには、「課税の対象になじまない」または「社会政策的配慮による」などとして除外される「非課税」と、消費税課税条件である「事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供」ではないと見なされる

新車の場合は購入時に実際に支払った金額が「取得価格」となるが、中古車の場合は、購入した中古車の「新車販売価格」をベースに計算する。計算式は「新車での購入価格×0.9×残価率」。この計算式のなかの「残価率」とは、いわば減価償却の係数に当たるものだ。つまり、中古車購入時にかかる自動車取得税については、未償却分に対応する部分のみを支払うことになるというわけ。

残価率は、新車登録から年数が経過しているほど低くなり、登録から1年で0.681、登録から3年で0.316、そして6年経過時で0.1、それ以降になると残価率は0となり課税されなくなる。なお、この残価率は半年刻みで変動する。

また、自動車取得税は、取得価格50万円以下の中古車であれば原則として非課税。たとえば、新車購入価格200万円の自動車の場合、3年半落ちの中古車(残価率=0.261)ならば非課税という計算になる。このように「取得価格50万円」となるラインを把握しておくことで、購入時の出費を安く抑えることが可能となるため、中古車を買うなら登録年数と残価率はぜひともチェックしておきたい。

「不課税」とがある。

「非課税」の具体的な例としては、「土地の譲渡および貸付け」「株式など有価証券の譲渡」「銀行券やお金といった支払手段の譲渡」「預貯金の利子」「郵便切手類の譲渡」「商品券、プリペイドカードなどの譲渡」「社会福祉事業などによるサービスの提供」「助産」「火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供」「一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け」「学校教育」「住宅の貸付け」など。

一方、「不課税」となるものには、「国外取引」や「寄付」「贈与」、また、「給与・賃金」「保険金」「試供品や見本品の提供」「心身または資産について加えられた損害の発生にともない受ける損害賠償金」なども含まれる。

両者とも消費税がかからないという点では同じだが、課税売上割合の計算に違いが出てくるので要注意。非課税取引は総売上高に算入するが、不課税取引はそもそも消費税の対象外なので計算にはまったく算入しない。

税理士法人 さかした

税理士 坂下 賢三

公認会計士 坂下 幸之
税理士

〒101-0041 千代田区神田須田町2-6 坂下ビル10階
J R秋葉原駅より徒歩5分(靖国通り沿い)

TEL: 03-3254-3021 FAX: 03-3254-3022

共立会計事務所
共立パートナーズ株式会社

日常の会計・税務・給与計算から高度な連結納税・組織再編・連結会計・
管理会計・上場支援・有報等作成までワンストップサービス

公認会計士・税理士 白井 秀男・本間 周平

山分 隆志・小出 敏彦

税理士 横山 卓司

〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-10-18 マルキビル4F

TEL: 03-3262-6421 FAX: 03-3262-6424

URL: <http://www.kyoritsu.ac/>

森田税務会計事務所

相続税専門 税理士・不動産鑑定士

所長 森田 義男

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-6-2

落合ビル4F

TEL: 03-3219-4871 FAX: 03-3219-4872

URL: <http://www.moritax.jp/>

税理士法人 早川・平会計

代表社員

公認会計士・税理士

平 善昭

税理士

岡本 修一

公認会計士・税理士

平 真美

税理士

藤村 宗徳

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2丁目10番

安和司町ビル2F

TEL: 03-3254-2171 FAX: 03-3254-2174

URL: <http://www.ht-tax.com>

納 税 通 信

東京国税局管内 特別号外
千代田区エリア版 神田税務署編
平成 21 年 11 月 30 日発行
© エヌビー通信社

『納税通信』（東京国税局管内 特別号外 千代田区エリア版）は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、千代田区内全域の『日本経済新聞』（宅配分）に不定期で折り込み配布している**無料紙**です。発行に際しては神田税務署に取材面でご協力いただきました。また、神田法人会、東京税理士会神田支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着した活動を展開する保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集企画編集室】

＜お知らせ＞
本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。
年間購読料（前納・送料共）36,700 円
購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

どうなる租特見直し 譲渡所得関係特例を検証

合理性・有効性・相当性から見直し

藤井裕久財務大臣を会長とする政府税調は、11月中旬から平成22年度税制改正に向けた本格的な審議を開始し、12月中旬には取りまとめるスケジュールで動き出している。このうち、民主党がマニフェストでも課題としてきた「租税特別措置の見直し」については「租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム（租特PT）」を立ち上げ、峰崎直樹財務副大臣をトップとして作業に取りかかっている。租特PTの検討課題は、租税の適用実態を明確化し、効果検証の仕組みを作るための論点整理と、租特の見直しの方向性の論点整理である（表1）。

見直しの方向性に関する論点整理では、次の3点がチェックポイントとして示された。

①租税特別措置の背景にある政策に、今日的な**合理性**が認められるかどうか。

②租税特別措置の政策実現に向けた手段として、果たして**有効性**が認められるかどうか。

③租税特別措置に補助金などほかの政策手段と比較して、**相当性**が認められるかどうか。

【表1】租税特別措置見直し論点整理
プロジェクトチームの検討課題

- 1.適用実態の明確化・検証システム立ち上げの論点整理
- 2.租税特別措置の見直し
・合理性 ・有効性 ・相当性

民主党政権下での新政府税制調査会（政府税調）がスタートした。新体制は「財源なくして減税なし」とのスローガンを掲げて、税制改正要望の在り方を見直すと共に、租税特別措置（租特）の見直しを大きな柱にしている。近く期限切れを迎える制度もあるだけに、早急な見直し作業が求められる。今回は譲渡所得の特例適用件数をもとに、見直しの方向を占った。

ズに即しているかどうか」、②については「減収額や利用件数からみて十分な効果が得られていないかどうか」「特例を維持する費用と比較して効果はどうか」、③については「補助金など同様の目的を有する制度はないかどうか」「支出側の支援制度との役割分担は明確かどうか」――だ。

譲渡特例の今後

租特見直しは、全般的に行われる方向だ。そこで資産税関係のうち、譲渡所得の特例関係の資料を基に今後について占った。

適用件数が把握できるのは表2の特例である。これは国税庁の内部資料から分かったものだ。

表2の特例のここ5年の適用件数は表3の通りである。

回住宅系のポイント

まず、居住用の特例関係で、この年末に適用期限が来るのは「特定居住用財産の買換え・交換特例（36条の2（旧36条の6）等）」、居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例（41条の5）、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例（41条の5の2）」である。

このうち36条の2は、ここ5年間、1千件前後を推移しており、直近データの平成19事務年度では、1244件となっている。都心に長く住み、含み益が積み上がっている物件を持つ人は、今後少数派になるだろうが、売却の際に一度に出る譲渡益が3千万円よりも多い場合には、3千万円控除（35条）のほかに譲渡益課税が繰り延べられる買換え特例の存在はありがたい。

ただ、政府が金持ち優遇批判を恐れてこうした局面でも応分の負担を求めると考えるなら、廃止も視野に入るだろう。課税繰延べは、次の課税の場面向け税務当局でも管理の事務負担が必要とあっても材料となろう。総合的な合理性と手続き面の有効性の問題である。

41条の5は、同17事務年度の2万1591件をピークに直近は1万5112件にとどまっている。また、41条の5の2は同16事務年度の3256件をピークに現在は1949件である。これらは住宅市場の動向で資金難を抱えた人が、損切りで身軽になるための制度である。これだけでなく、41条の5のほうは、これを機に住宅の買換え需要の掘り起こしも行おうという制度でもあるが、市場動向は予断を許さない状況だけに、すぐさま廃止というのは難しいだろう。

住宅市場の動向がカギ

大規模開発系のポイント

公共事業にかかわる特例、たとえば33条の4の収用特例などは、公共事業による買収が減少するに従い適用件数も減っている。国の政策としてハコモノはやめる方向とすれば、これらを整理するのもしないのか検討の俎上（そじょう）に載せる必要があるだろう。政策が問われる合理性の問題である。

大規模の住宅街開発などにかかわる特例、たとえば31条の2などは、バブル崩壊以降、デベロッパーが長期的開発のリスクを避ける傾向が強まるなか、やはり件数も減らしているとみられる。今後の国土の開発・街づくりの方向について、これまでとは違った方向にかじを切るなら、これらの特例も再編の方向になるものとみられる。ただ、大きなビジョンを必要とするだけに、見直しには時間がかかりそうだ。これは社会的ニーズとのマッチングが問われる合理性の問題になる。

認定事業用地適正化計画関係の特例は、適用件数がほとんどない状況。地上げ飛び地などの整理に貢献するものと考えられた。こうした特例は納税者サイドからみて、使い勝手はどうだったのか、その辺りからの検証も必要になるはずである。つまり、有効性の問題をもっと掘り下げる必要があるということだ。

【表2】譲渡所得の特例関係

31条の2・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
31条の3・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
32条3項・短期譲渡所得の課税の特例
33条・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
33条の2・交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
33条の4・収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
34条・特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
34条の2・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
34条の3・農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
35条・居住用財産の譲渡所得の特別控除
36条の2（旧36条の6）・特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例
37条・特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例
37条の4・特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例
37条の5・形成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
37条の6・特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
37条の7・大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例
37条の9の2・認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例
37条の9の3・承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例
39条・相続財産に係る譲渡所得の課税の特例
40条・国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税
40条の2・国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例
41条の5・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
41条の5の2・特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

【表3】譲渡所得の特例関係の適用件数

	平成15 事務年度	平成16 事務年度	平成17 事務年度	平成18 事務年度	平成19 事務年度
31条の2	11,011	6,777	6,601	6,376	5,964
31条の3	6,790	6,474	6,799	7,517	7,830
32条3項	56	75	58	59	73
33条	3,393	2,526	2,136	1,942	1,659
33条の2	138	111	116	112	101
33条の4	68,267	70,773	64,551	59,831	57,835
34条	1,042	910	828	778	843
34条の2	6,917	6,514	5,551	5,441	4,833
34条の3	4,903	6,053	7,157	6,564	6,928
35条	45,433	47,320	46,143	47,730	46,568
36条の2 (旧36条の6)	1,287	1,086	993	1,117	1,244
37条	3,865	3,644	3,800	4,371	4,113
37条の4	162	164	144	181	176
37条の5	626	460	471	443	346
37条の6	3	7	3	7	3
37条の7	20	13	17	7	3
37条の9の2	—	5	2	0	0
37条の9の3	—	0	0	0	0
39条	13,510	13,456	12,386	12,215	11,376
40条	54	56	36	31	18
40条の2	1	1	0	0	0
41条の5	13,602	21,392	21,591	21,259	15,112
41条の5の2	—	3,256	2,527	2,764	1,949

T&D



企業がつづく
チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

DAIDO 大同生命

東京支社/東京都中央区日本橋2-7-4
TEL 03-3241-4343

資産活用の新しいメニュー、始めました。

▶新メニューはこちら

→<http://www.tactnet.com/contents/news/bucknum/2009/No.418.pdf>

- 創業以来 30 年、個人の相続、資産の活用、法人の株式問題、M&A などの資産税問題に取り組んでいます。
- お客様の財産に関する悩みとトラブルを、一緒に考え解決するトッププロを目指し続けています。

TACT
Consulting

税理士法人タクトコンサルティング
株式会社タクトコンサルティング
〒100-6216 東京都千代田区丸の内1-11-1
パシフィックセンチュリープレイス丸の内16F
Tel.03-5208-5400 Fax.03-5208-5490
URL <http://www.tactnet.com/>